

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電話網移行円滑化委員会

第5回会合 議事録（平成23年9月20日）

1. 日 時： 平成23年9月20日（火） 14:00 – 16:00
2. 場 所： 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者： （委員）
東海主査、相田主査代理、井手委員、北委員、長田委員
（総務省）
原口事業政策部長、安藤総務課長、古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、中沢番号企画室長、
木村事業政策課調査官、大村料金サービス課企画官、
大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、
東川番号企画室課長補佐
4. 議 題： （1）NTT東西との意見交換
（2）電話網からIP網への円滑な移行の在り方について
（3）その他

○東海主査 お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、定刻でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第5回会合を開催させていただきたいと思っております。

これまで、ご案内のとおり、関係者の方々からいろいろとヒアリングをさせていただきまして、また、前2回では、利用者対応、事業者対応と、1回ずつ集中的に議論を進めてきたところでございます。お手元の資料の1枚紙の資料の5-3をお出しいただきたいと思っておりますが、今後のスケジュールでございますけれども、論点整理を本日の会議でいたしまして、その後、骨子案、報告書案と約1カ月後に少しまとめて議論させていただき、最終的にパブコメを通しまして、年内には答申案をまとめたいという意向でございます。

これまでの議論の過程で各委員から様々なご質問を頂戴いたしまして、その中で、移行の当事者であられるNTT東日本、NTT西日本の両社に直接お答えをいただくこと

が必要と思われることが幾つかございました。今日は、本論の論点整理に入ります前に、この点について少しNTTさんからお話を伺いながら意見交換をしたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

NTTさんには大変お忙しいところご列席をいただきまして、ありがとうございます。これより2部構成で進めてまいります。その第1部といたしまして、NTT東日本、NTT西日本の2社を交えた意見交換に約30分程度、その後、本論の論点整理の方に1時間30分程度割り当てたいと思っております。

論点整理の主眼といいたしましょうか、これからまとめなければならないことというのはご案内のとおりでございますので省略させていただき、早速時間の関係もございませぬので、NTTさんの方からお話を伺いたいと思っております。

それから、その意見交換をしまして後、先般、相田委員、あるいは石井委員から資料に対する御指摘もございましたので、それらの整理についてもつけ加えてご説明させていただくことにしたいと思っております。

それでは、NTTさんから資料のご説明をお願いしたいと思います。ご紹介をさせていただきますと、東日本電信電話株式会社からは、常務取締役経営企画部長の中川裕様においでいただいております。また、西日本電信電話株式会社からは、常務取締役経営企画部長の小椋敏勝様にお見えいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、皆さんのお手元の資料5-1をご覧くださいながら、ご説明を伺っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○東日本電信電話株式会社 NTT東西でございます。よろしくお願いいたします。説明は、東の中川の方からまとめてさせていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、提出させていただきました資料に沿ってご説明いたします。目次がついておらず誠に申し訳ないのですが、PSTNのマイグレーションに先立って終了する予定のサービスということで例を3つお示しいたしてございまして、それについて、提供の終了に向けた考え方などをはじめにご説明いたします。その後、サービスを終了する場合、まず新規販売を停止いたしました後、サービス提供を終了するということになるのですが、この辺の報道発表から実際に新規販売停止を行うまでのスケジュール等につきまして、これまでの幾つかの実例をお示ししながらご

説明させていただきます。それから、事業者間での協議をもう既に行ってきておりますが、その協議にご参加いただけない事業者の方も含めて、情報提供の方法などに関する考え方をご説明いたします。最後に、ひかり化を推進していくということについてでございますけれども、その課題の一つになっております集合住宅ですとか、雑居ビルをどうするのかということについて、取組状況などについてご説明をいたします。以上の大きな4つでございます。

はじめに、先立って終了予定のサービスにつきまして、資料5-1-1にもとづいてご説明いたします。まず、終了予定のサービスの一例として、信号監視通信サービス、それから、手動交換系と呼んでおりますDIAL104やコレクトコール、こういったサービスをお示ししております。PSTNの交換機の寿命を2025年に迎えますが、こういったサービスは、このPSTNの交換機に加えて、これを提供するための装置を局内に設置するという形をとっております。実は、この装置の寿命を先に迎えるというように見えてきております。これを迎えるに当たって、他に代替的サービスをご提供することでこれらの装置の開発を行わないとするのか、あるいは敢えてもう一度開発してご提供するのか、この辺についてどのように考えるかという辺りをご説明したいと思っております。

まず、信号監視通信サービスなのでございますが、これは、サービスの構成といったところを書いてございますけれども、加入電話の回線を活用しまして、局の中、東西の局の中に加加入者交換機の手前に信号検出装置というのを置きます。それから、お客様の宅内には信号送出装置とコントローラーというのを置きます。警備会社さんの方にはセンター装置を置きます。そして、これらの装置を加入電話の回線で結びまして、宅内から常時監視信号を出して、これを局内の装置で監視して、それから、断線などの異常が発生しますと、その情報を警備会社に送ります。そうしますと、警備会社がお客様のお宅へ警備員を派遣するといったサービスでございまして、料金につきましては、下にございますように、月額料金、信号監視通信サービス料金、それから、加入電話の基本料、それから、警備会社のこのサービスに関する料金というのが、いわゆる電気通信のサービスとは別に発生するという形になっております。

一方、右側がこのサービスのご契約数でございます。2001年13万ほどのお客様がおいでになりましたが、現在3万3,000ということになっております。年間1,000程度の新規販売がございます。これは、監視サービス自体が縮小しているというこ

とではないのだと思いますが、加入電話を使ったサービスが縮んできていると考えております。このように遠隔で監視して警備をするという機械警備事業をご利用されるお客様というのは、やはり2006年から2010年に向けて数十%で拡大しておりますので、いわゆる加入電話による監視からIPネットワークとか、あるいは無線といったものをお使いになった監視サービスへの移行が進んでいるのではないかと考えております。

次のページでございます。これを2015年目途に終了ということで我々考えており、終了の理由を書いておりますが、まず、そのニーズの状況についてご説明したいということで、一番上でございます。今、申し上げましたように、代わりのサービスが出ておりまして、それをお使いいただいているということでございます。当社の提供するサービスでも、IPを使ったもの、インターネットを経由するようなサービスが出ておりまして、これもお使いいただいているということでございます。

別紙5-1-1のさらに2ページ先で、別紙、監視サービスの提供形態という図をお示ししておりますが、その右側が、今、当社が提供しているIPを使用した遠隔監視のサービスでございます。警備会社のセンター側から数十秒、20秒程度に1回監視信号を送出いたしまして、この信号が正常に届いているのかどうか、断線がないのかどうかということをご自分でチェックするような仕組みでございます。これでやりますと、ただ信号が届いているかどうかだけではなくて、画像とか、映像等を使った監視というのも可能になりますので、この辺についてご利用いただいているということでございます。

問題は料金なのですけれども、この図の中の左側のところに4,600円プラス警備サービスの料金と書いてありますが、警備サービスの料金が、一戸建てのプランで大体5,400、5,500円ですので、合わせて1万円ぐらいお客様としてご負担になりますが、右側でフレッツ光ライトとその信号の料金、従量制の料金部分、それにISPの料金と警備サービスの料金を足しますと、大体1万円を切るぐらいで何とかなるのではないかとございまして、代替するサービスとしては、それなりの位置づけかなということでございます。

申し訳ございませんがまた2ページ前に戻っていただきまして、そのようなサービスが出てきているということで、先ほど申し上げましたように、信号監視通信サービスというPSTNの加入電話を使った契約数というのが減少しているということになってございます。

さて、そのような中で、実際にその信号検出装置の装置寿命を迎えることが見えてお

ります。これを更改するという選択肢もない訳ではないのですけれども、これだけの代替サービスができ、お客様が移っており、契約数が結果として減少しているということになりますので、装置を更改する場合、なかなか今の料金水準でそのまま維持するというのは難しいという判断がございます。そういう意味では、あまり適切な解ではないと私ども考えておりますので、これは新しいサービスの方に移っていただくということを前提にしながら、この信号監視通信サービスというのは停止したいと考えているというものでございます。

次のページ、お願いいたします。

こういった状況を踏まえまして、このサービスについて、2015年頃にサービスを終了したいと考えております。そういった意味で、今年度中を目途に新たな販売の停止を発表したいと思っております。

それで、代替サービスにつきましては先ほど図でご説明いたしましたとおりでございますが、実は1点だけ、懸念材料というか、課題が残っていると思っております。

もう一度、次のページの先ほどの提供形態を見ていただきますと、その左の下のほうに、当社のIP網を利用して断線を検知可能なサービスを提供するということが書いており、基本的には、信号が着いているか、着いていないかということで判断できると考えておるのですが、実は、その中のONUが故障した場合とか、停電で動かなくなった場合、これもやはり信号が着かないということになりますので、例えば泥棒が入って線が切れて届いていないのか、あるいは別の原因で切れて届いていないのかというのをどう判断するかという課題があります。これにつきましては、通常20秒単位で送り出すという監視のほかに、回線のみが切れているということを検知するような仕組みを、このNGNという新しいIP網を構築しつつある中で開発しようと思っております。そういう意味で、加入電話を停止するまでの間にこれを開発することで、代替サービスとして、それを併せてご提供することで、ご心配がないような形を整えたいと考えております。そういったようなことは、代替サービスの中の開発項目も含めてやっていこうと思っております。

もう一度もとに戻っていただきますと、今申し上げましたのが、2の代替サービスの提案の2. までのご説明でございますが、3つ目に、もう一つお客様側の宅内の装置の話があるかと思っております。宅内の装置なのですけれども、実は、お客様のコントローラーの更改が必要になるケースがあると考えております。これは、コントローラーに

LANポートが付いているか、付いてないかというのが一つの分岐点でございます、LANポートが付いているものについては更改する必要はないだろうと考えておりますが、昔のもので付いてないものは更改することが必要になる可能性があると思っております。昔のものというのがその対象になりそうだと思います。

さて、これでこれらについて、サービスの提供の停止が2015年を予定しておりますので、その時までに変更するということになるのですけれども、実は、2015年までの期間、大体7割ぐらいのお客さんが既にこのサービスをお受けになってから10年以上経過するお客様だと思っておりますので、仮にそのコントローラーの更改というのが出てきても、通常の設定の更改の時期というのに合わせて、まだこれから何年かあるということも含めて、変えていただくことが可能な期間があるのではないかと考えております、お客様のご負担で更改いただきたいということで、お願いをしていきたいと思っております。

それから、最後、お客様対応ということでございますが、大手警備会社さんとエンドユーザーでお客様は二通りあるかと思っておりますけれども、現在、大手の警備会社さんと対応を進めて、色々な相談をさせていただいております。それから、その他の170社程の警備会社様についても、本年度中を目途にご説明、ご相談を始めたいと考えております。それから、エンドユーザーさんでございますが、エンドユーザーは、警備会社さんのその警備サービスをご利用になっているという意識を当然お持ちである訳ですので、これは、警備会社さんを通じてご相談をいただくのがお客様にとってもいいと考えておりますので、その辺は警備会社さんとも、そういったことも併せてご相談したいということでございます。

信号監視通信サービスについては以上でございます。

それから、次に、また、2ページほどめくっていただいて、先ほど何度かご覧いただいた図の次がDIAL104、それから、コレクトコールの提供終了に向けた考え方でございます。これは、いわゆる手動交換系のサービスというふうに言うておりますけれども、DIAL104というのは、この下のサービスの構成と書いてあるその接続通話サービスというところの一番下にDIAL104と書いてありますけれども、104を回していただいて、それがPSTNのネットワークを介して特番交換機という交換機に落として受付台に入り、番号案内を聞いていただいて、それでそのまま案内先に接続するというサービスです。それから、もう一つ、コレクトコールにつきましては、このD

I A L 1 0 4の上にある1 0 6とか、1 0 8という番号を回していただいて、同じように特番交換機に入りまして、そのコレクトコールでの接続というのをするというようになります。サービスの料金につきましては、その下の表にあります。これは人手を介したり、装置を介したりしますので、1通話ごとの取扱料というのがあって、さらにそれに通話料が入るという形になっております。それで、この図でいう特番交換機というのがその装置の寿命を迎えようとしているということでございます。

ご利用の状況が右側でございます。まず、その下の線の方なのですが、1 1 3万から4 1万という具合に推移をしております。実は、下がコレクトコールなのですが、コレクトコールというのは、1 9 8 9年以前にサービスを開始しております、ピークが1 9 8 9年で、このときは5, 3 0 0万以上のコールがございました。それが現在、4 1万コールということでございます。それから、上の方の線がD I A L 1 0 4でございます。これは2 0 0 7年にサービスを開始したときは5 9 2万コールだったので、その後、少し私どもの行き届かないところがあり、公正取引委員会等からのご指摘などを踏まえて、ガイダンスの見直しなどを行って参っておりますが、その過程で現在は2 1 9万コールということになってございます。当初、実はこのサービスは、案内コールの2 0 %ぐらいご利用いただけるのではないかと想定してサービスを開始したのですが、残念ながら、今現在3 %ということになっているというのが現状でございます。

次のページです。これらのサービスのニーズについて、これも終了理由の最初にそのニーズを書かせていただきました。実は、そのD I A L 1 0 4というのは、もともと案内自体が減ってきているということもあるのですが、ご利用の形としては、一般的にはお客様が案内を書き留めてご自身で再度おかけになるとか、というようなことが中心でございます。別の料金を払ってまでお使いになるということが、なかなかご利用の動機につながらないという原因になっているように見受けられます。具体的にこのサービスについてのお客様のご要望やご意見を伺いましたが、やはりそういうご意見がございました。

それから、コレクトコールについてその下に書いてございますが、これは、もともと携帯電話が普及する前、例えば寮に住んでいる学生さんが親元にかけるとか、あるいは営業マンが自分の会社にお客様のところの電話を借りてかけるときといったような時にご利用いただくということだったので、携帯がここまで普及したとか、ある

いは着信無料のサービスなどが出てきておりますので、これもそういったご利用の背景、事情が激変したということが現在のサービスのご利用の状況かと思っています。

こんなことがございまして、これらのサービスのための機能を含めて、先ほど申し上げました特番交換機を更改するということになりますと、特別の機能を付けなければいけませんので、かなり余分な機能がついた高いものになるということがございまして、これも含めて今の水準ではなかなか難しいというのが現状でございます。いろいろな形で別の使い方かわってお使いできる状況も踏まえながら、これもやはり2015年ごろにサービスを終了したいということでございます。その辺については次のページに書いてございます。設備寿命を迎えるので、これをそのまま更改するとなかなか今のままでは難しいという現状があり、今回サービス終了とさせていただきたいというところでございます。

それから、このサービスは一番下でございますが、事前の申込みなしでお客様はご利用になれますので、お客様が架電してみてもはじめてサービス終了を知るということになりかねないため、やはり個々のお客様に対して請求書に同封して書類をお送りするとか、新聞広告を丁寧にするとか、あるいはご利用いただいた時に音声ガイダンスをどんどん出させていただくとか、この辺はきちんと丁寧に、なるべくその辺をご存じないというお客様がないようにやっていきたいと考えております。

これが、その3つのサービスについてのサービス停止の考え方と、それに向けての取り組みというようなことでございます。

次にいかせていただきます。資料5-1-2でございます。新規販売停止の報道発表から実施のスケジュールということでございます。

上の考え方のところの一番の上を書いてありますが、基本的には、将来サービス提供をやめさせていただくサービスについて、新たに申込みをいただいて、短期でそれを停止するということになるというお客様はなるべく増えないほうがいい、お客様ご迷惑をおかけすることになるので、報道発表をしましたら速やかに新規販売を停止するという風にしたいというのが基本的な考え方としてございます。

それで、その下の表がございまして。幾つかに分類してございますけれども、表の上の方ですけれども、これは、どちらかというと、ビジネスユーザーのお客様がご利用になっているサービスでありますとか、あるいはそのサービスをご利用いただくのに、端末ベンダが関与しているものであるため、そのサービスのための端末というのがあるとい

うようなサービスをまとめてございます。まず、ビジネスユーザーというのは、お客様の方がこのサービスをお使いになる、あるいはそれをもっと利用を拡大するとか、あるいはやめる、場所を変えるとか、そういった時の予算や計画のようなものをあらかじめお持ちのケースがございますので、その見直しに要する期間の、お客様としての期間なども必要だろうということがございます。あるいは端末ベンダさんが関連しているようなところでは、その生産計画をどう考えるかのような話もございますので、新規販売停止を発表してから、直ちに停止、もうとめてしまうというのではなくて、ある程度の期間を、一、二カ月の期間を置いてやってきているというのが現状でございます。

一方、その下の方のマス向けサービスと書かせていただきましたが、その中でも、その契約数がもうその時点で少ない、あるいは直近の新規販売もほとんどないとか、極めて少ないというサービスにつきましては、新規販売停止をした発表の翌日からもう販売しないという運用を行ってきております。ただ、ある程度の契約数とか、販売実績があるサービスにつきましては、とはいえ、直ちに停止というのでは、昨日停止の発表して本日から停止ですというのも、それはやはりお客様にとっては混乱が生じるだろうということがございますので、これはある程度の期間、2週間あるいは1カ月弱とか、それぐらいの期間を置きながら運用をさせていただくという方法をとっております。そういうようなことで、なるべくもうやめますよとメッセージを出しているものを新たに売る期間は短いほうがいいのですけれども、それぞれサービスによってご事情がありますので、そこはいろいろ考えながらスケジュールを組んでやっているというのがこれまでのことございまして、これにつきましても、今後もいろいろそのそれぞれのサービスの特性とか、状況を見ながら考えてやっていきたいと思っております。

それから、次、5-1-3でございます。事業者との意識合わせの場で議論をしておるのですが、その内容を事業者等へ周知をどういう風にするのか、あるいはその出席数がこれで十分なのかというような観点でございます。339社の協定事業者に対して参加を呼びかけさせていただきました。実際にご参加いただけない事業者の方々も多数おられますので、その辺についての情報、議論した状況について共有することが重要だとは考えておまして、実際にご参加いただけなかった方々にも、要望をお伺いしながら、内容を教えろという事業者の方、76社、今までのところございましたけれども、その資料ですとか、議論の内容ですとか、議事録、こういったものをメールで送付をさせていただいております。とりわけ、今回の議論は非常に大きな影響が出るのは多分電話系

の事業者さんである訳ですが、41社中37社が情報提供をご要望になっておられますので、それについて対応をさせていただいております。

それから、それ以外の方々にも検討状況を周知したいと思っておりますので、毎回毎回かどうかは別としまして、全事業者を対象にした説明会というのを今後、主要都市で開催するといったようなことも検討させていただきたいと思っております。それから、電話系事業者さんの中でも、まだこの会合自体に出席をいただけない方もおられますので、そういった方々、例えば北海道とか、九州とか、近畿に拠点がおありの事業者さんもおられますので、そういったところでの開催も検討しながら、現時点ではできたら一堂に会してやりたいというご要請が強いので、東京でやらせていただいておりますけど、これからはそういったことも考えたいと思っております。

最後でございますが、5-1-4、集合住宅とか、雑居ビルの光化の取り組みでございます。光化を推進していく場合の非常に大事な課題の一つだと私どもも認識しております。ご案内のとおりでございますけれども、こういったところでの光サービスの提供では、構内配線に銅線メタルを使って提供するVDSL方式と、宅内まで光を引き込む光配線方式の2つございまして、私どもとしては、テレビの視聴といったような光ならではの観点でのサービスでいうと、光配線のほうがいいと思いますので、それを何とか推進していきたいと考え、進めてきております。ただ、その光配線の場合は、構内に光配線を敷設する必要があるあって、既存の構内のメタルを使うという訳にいきませんので、ディベロッパーさんとか、住宅管理会社さんと連携して、新規物件の場合には光回線設備を先に入れておきましょうというようなご相談をしております。

それから、もう一つ、既設の建物で既設配管がある場合には、何かそこでその空きスペースに通線がしやすいような細くて摩擦の低いような光ファイバーを開発いたしました。断面積では50%ほど少ないとか、摩擦係数は5分の1になるとか、そういったものもできましたので、その辺をどんどん入れながら、すき間を通していくというようなことを進めているところでございます。

ただ、そういったことをしながらも、やはりどうしてもそういった配管が満管になっているとか、VDSL装置も置く場所がないといった物件もございまして、こういった物件に対しては、それこそ外の配線をさせていただきますとか、それから、もう一回別に配管をしましょうといったようなことも提案をさせていただいております。ただ、なかなか美観の問題とか、コストの問題とか、住民の方、管理組合の方、ディベロッパーの方、

色々とその利害関係者多いので、一朝一夕ではなかなか進まないのをごさいますけれども、ただ、いずれにしても、この辺につきましては、さらに施工方法を工夫していくとか、やはりこのサービスがないとマンションの価値が下がるよなというようなサービスをどんどん入れていくとか、そういったことを努力しながら、ご理解いただけるようにしていきたいと思っております。

大体フレッツ光マンションタイプで100万棟ぐらいが対象になるのかなと思っております。今、光に対応してないマンションは40万ぐらいあるのではないかと思っております。さらに、そのうち、先ほど申し上げましたように、どうしても難しいというのが4万棟ぐらいあるというような感じで、大体ざっくりとマーケット見ておりますけれども、この辺について少しでも減らしていけるようにしていきたいと考えているというのが現状でございます。

ご質問いただきました内容についての説明は以上でございます。

○東海主査　ありがとうございます。分かりやすいケースを含んでご説明をいただいたかと思っております。どうぞ、せっかくの機会でございますから、少し時間をとりまして、委員からご質問いただければと思っておりますが、ただ、一部委員限りのデータが少し含まれておりますので、その点をご留意いただければと思っております。どうぞ、ご質問くださいませ。

○長田委員　5-1-3のところの意識合わせの場での議論状況についてなのですが、ここに今回の議論に直接影響のある電話系事業者という表現があります。ということは、ISPやその他事業者さんは、直接影響はあまりないとお考えだと理解していいのでしょうか。

しかし、実は多分そうではないと私は思うのですが、そうしますと、ISPさんやその他の事業者さんたちのメーリングリストの登録率とか、会合への参加率が非常に低いというのは大きな課題ではないかなと思います。そのところをどういう風にお考えでしょうか。

○東日本電信電話株式会社　実は、ISPさんは、いわゆる電話回線を使ってダイヤルアップで接続するというインターネット接続の形はもうどんどん小さくなっておりまして、やはりIPでの接続をISP事業者さんはなさっておられます。今回、PSTNがなくなってIP接続にしましょうということを一つのテーマにしており、そういった意味で、ISPさんは現時点ではその部分は、ある意味ではできているなというところ

で、さらにこの議論がどう進展していくかによっても思うのですけれども、現時点であまりそのところにビットをお立てになって、出て聞いてみよう、何か言ってみようという方がおられないのかもしれないなどは思っております。

それから、その他で専用線をご利用になっている事業者さんなんかも同じような感覚でおられるのかもしれませんが、ただ、私どもは、こういう場を設定している以上は、やはり少しでも多くの事業者の方に多様なご意見を頂戴することが、ある意味この会合の目的でもございますので、毎回毎回こういうことでありますよというご案内をしつつ、まだ2回だけなのですけれども、こういう結果であるというのは少し残念だなと実は思っておりますので、その辺については、これから毎回やるたびに少しでもご参加いただけるような、場所なのか、テーマ設定なのか、テンポなのか、こういうテーマだったら来ますかといったことを場合によってはI S Pに聞いてもいいのかもしれないと思ったりしながら、なるべく活性化した場になるようにさせていただきたいと思っております。

○長田委員　それで、1回目より2回目の方が参加者数少ないというのも、何というか、多分工夫の問題ではないかと思えます。どういう風な感じでやっていらっしゃるか分からないのですけれども、これはどんどん増やしていくという方向でぜひ努力していただきたいと思えます。

○東日本電信電話株式会社　承知しました。

○東海主査　よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○北委員　私が第何回かのときに、ぜひケーススタディ的に事例を用意していただくとありがたい、と申し上げたことにご対応いただいたのかと思えますので、御礼を申し上げます。

確かにこういう風に詳しく見ていくと、状況がよく分かる訳ですけれども、そもそも今回信号監視通信サービスとD I A L 1 0 4とコレクトコールを選ばれた理由は何でしょうか。前回、私が要望を出したのは、そこまで詳しくは言わなかったのですが、典型的な事例に分類したときに、例えばユーザーが減っているからやめるとか、既に使われている事業者さんとの大体の話し合いがついているもの、あるいはなかなかその意見の溝が埋まらないものとか、多分いろんなパターンがあるのではないかと思ひ、それぞれの類型の中で典型的なものを出していただくとありがたいという風なイメージでお伝えしたのですけれども、今回これをサンプリングされた理由を教えていただけるとありがた

いです。

○東日本電信電話株式会社　私どもの通信サービスを事業としてご利用いただくお客様、今回の例でいいますと警備会社様、それから、実際の通信サービスを介した警備会社様のサービスをご利用いただくエンドユーザーのお客様、そういった方々がある意味では三位一体になって提供されるようなサービス、その一例が信号監視通信サービスといったものではないかとは思いますが。

もう一つは、DIAL104とか、コレクトコールというのは、まさに私どものサービスを1億人の国民の皆様方が直接お使いいただくサービスという意味で、私どもとB to Cなのか、B to B to Cなのか分かりませんが、そういうパターンとしては二通りあるのかなと思っております。いずれもそのニーズとしては随分下がってきており、他のサービスがあったり、他の使い方があるから下がってきているケースではあります。実は、最初に6月の段階でプレゼンさせていただいた時には、ISDNのお話を中心にさせていただきましたが、ISDNは400万、まだお使いになっておられるお客様がおられる中で、どういう風にそれを解決していくのかということをご提示させていただいて、そういう意味では幾つかのパターンがお示しできたと思いましたが、また、ヒアリングの中で警備会社さんからもいろんなご要請があったり、いろんな課題があるものでございますので、例としてはそれなりに重要な例かと考えた次第でございます。

○北委員　分かりました。

○東海主査　よろしゅうございますか。

○北委員　少し中身についてなのですがすけれども、光IPで断線を検知する機能に対する要望があって、IP網での断線を検知するサービスについて提供することをご検討されているということなのですが、これはやはりそのために開発費がかかり、一方でユーザーが多分もう既に少ない中で提供するサービス料金というのは高くならないかという、私が心配する話ではないのかもしれないのですが、そこら辺はどんなバランスで考えられているのですか。

○東日本電信電話株式会社　おっしゃるとおりですね。なるべくそこは、新しいIP側の料金として、先ほど1万円と9,000円ぐらいとご説明しましたが、それに3,000円も加わるというのでは、代替サービスに多分ならないと思うので、その辺は十分考慮しなければいけない要素ではないかと思っています。ただ、これからどういう形で実現するかということと、それをどれぐらいご利用いただけるかということになるべく別

で考えた上で、より使っていただく努力をしていかなければと思います。

逆に言うと、A T Mなどで断線か停電かを区別するために加入電話をこの方式で使用しており、毎年1,000ぐらい新規のお客様がおられると言っているけれども、多分これは、例えばスーパーマーケットの店先にA T Mの場所ができたので、そこを少し見てくださいといった話を、加入電話を使ってやっておられるようなケースがあるのだらうと思います。そういったものをどういう具合に対処するかというようなこと。当面は、ですから、そういった加入電話の方式でいいのだと思うのですが、いずれこれに全部変えていこうとすると、料金をどう設定するかというのは先生おっしゃるとおりであり、料金が高いという話にならないようにするのは、我々の宿題だと思っています。

○東海主査　よろしゅうございますか。他にいかがでしょう。

○相田主査代理　最後の5-1-4のところ、先ほど長田委員がおっしゃられたこととも多少関係があるのですけれども、これを見て結局よく分からないのは、マンションの管理組合は、うちはVDSLでやりますと言ったら、これを2025年以降もしっかり面倒見てくれるのかどうかという点です。光化の努力をされているのは分かるのですけれども、もうとにかく2025年までに全部光にするのか、そうではないのかというところで、やはりできるだけ早く方針を示していただかないと、こういったエンドユーザーも困るし、先ほど言ったISPさんなんかも、実際の足回り回線はそれが光になったらどういう帯域のものがくるのかとか、そういうことで準備が要ると思いますので、何遍かの繰り返しになりますけれども、今回の話は、一応形の上ではコア網のIP化ということではありますけれども、やはりアクセスのところをどうマイグレーションするのか、あるいはしないのかということについて、早く方針をお示しいただきたいなと思います。

○東日本電信電話株式会社　はい、承知しました。

○東海主査　よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。井手委員はいかがでしょう。

○長田委員　よろしいでしょうか。DIAL104のところなのですが、104そのもののニーズも下がってきているのではないかと、先ほどおっしゃったと思うのですが、それはどのぐらい下がっているのでしょうか。というのも、DIAL104は、2008年からは安定的に約200万接続のニーズがある一方、104そのものがより急激に下がってきているとすると、一定したユーザーはいるのかなと思いました。また、

前にも少し申し上げましたけれど、割と新規に始まったサービスで、2015年にもう機械が寿命を迎えて開発する人もいませんという、素人としては非常に違和感がある説明だと思います。

- 東日本電信電話株式会社 104のコール数は……。
- 東日本電信電話株式会社 減っているのは減っております。経年的なところはちょっと持ってないのですけれど、定点でいいますと、今6,600万回ぐらい104としての利用がございます。ただ、徐々に下がってはいるのですけれども、その下がり方は、手元に持ってないので、また別途お答えするようにいたします。
- 井手委員 本日のご説明、大変よく分かりました。少し質問なのですけれども、3ページの円滑な終了に向けてのお客様対応についてです。もちろんその代替サービスを提案するというので、2番目のところの3. で、宅内装置等でコストが上昇する、代替サービスによる支払い額の上昇であるとか、宅内装置の所有者の負担が増えるということについて多分警備保障会社等々がかなり難色を示しているのだらうと思いますけれども、以前こういう研究会の中で、地デジの対応とどういう風に違うのかという話のときに、地デジというのは、国が地デジに移行しますということで補助金であったり、税制面などいろんな対応をしてきたと思います。そういう説明がございましたけれども、こういうNGNに移行するときに、国はその方向性を示すだけで、あとはすべて事業者、事業者間で対応、NTT東西が主導でいろんなことをやるということになっているのですけれども、NTT東西からすると、例えばこういう問題と地デジという経緯と比較して、その要望というのは特にないのでしょうか。その点だけ少しお聞きしたい。
- 東日本電信電話株式会社 私どもがもともと事業として提供しているサービスをどういう具合に、別の機械、装置で新しいネットワークでご提供し続けるかということだと思っておりますので、一義的に言えば、私どもの事業者としての責任で対処すべきことだと思っております。もちろんIP化することで全体としてのコストが下がり、いろいろな参入機会が増えるというようなことをご理解いただきながらですので、事業者も、NTTとNTT以外の事業者がこれをめぐって、何を取ったとか、取られたとかという議論ではないので、一緒に協議しながら、どういう具合にもっていきますかというようなことを議論してまとめていくのかなと思います、事業者協議のようなことをどんどんやっていこうと思っております。もちろんどんどん進めろということで、国からご支援賜ればというか、いただければそれは大変ありがたいことで、そのようにしていただい

るのだと思っております。

○東海主査 ありがとうございます。おそらくお答えにくいことだと思います。

○西日本電信電話株式会社 そういう面では、事業者協議、やらせていただきますけれども、その場に総務省さんもオブザーバーという形でご参加いただいているという形をとっております。

○東海主査 いかがでしょう、井手委員。その問題はおそらくNTTさんだけでなく、我々がどういう考え方を答申案の中にまとめていくかということにも少し関わりがあるので、今後の一つの課題としてお受け取りいただければありがたいなと思っています。

予定した時間を少し過ぎておりますので、そろそろ終わりにしたいと思います。本日は、大変わかりやすい資料でご説明をいただきまして、大変ありがとうございました。これから、また議論を続けていく過程でいろいろとお聞きしたいことも出てまいります。その際にはまた資料等でお答えいただくなり、つけ加えてさせていただきたいと思っていますので、どうぞご協力いただければありがたいと思います。本日はありがとうございました。

(NTT東西 退室)

○東海主査 それでは、論点整理に入りたいと思いますが、お手元の補足資料が2つございます。事務局、簡単に、内容ではなくこの経緯をご説明をお願いします。

○大内課長補佐 分かりました。まず、補足資料として2部、配付しております。まず、補足資料、アンケート結果におけるウェイトバック集計についてということでございまして、これは、第3回会合で相田主査代理の方からご質問がありました、小数点を含む回答に端数があるのではないかという指摘について、NTT東西の方からそのデータ集計方法についての資料提出を受けておりますので、こちらを配付しているものでございます。

もう一つは、委員限りになってございますけれども、コロケーション設備の撤去に係る費用負担ということでございまして、本日、ご欠席でございますけれども、第4回会合における石井委員からの質問に対する各社からの回答を取りまとめたものでございます。

以上です。

○東海主査 ありがとうございます。この点については、また、何かございましたら、後刻、事務局と資料交換していただければありがたいと思っています。

それでは、早速論点整理のほうに、本日の本題でございます。入らせていただきたいと思いますが、事務局から資料のご説明をお願いしたいと思っております。

○大内課長補佐　それでは、資料5-2をご参照いただければと思います。電話網の円滑な移行に向けてと題しまして、論点整理（案）をお配りしております。総論と利用者部分につきましては、第3回会合でその素案をお示ししたところでございますので、本日は前々回からの差分を中心にご説明しまして、主な説明は事業者対応の部分を中心に私の方からさせていただきたいと思っております。

2ページ目をおめくりいただければと思いますが、こちらはまず、変更点が赤字で記されておりますので、以降ご参照いただければと思います。「中継網」となっておりますのをすべて「コア網」としておりまして、以下すべてのページにおいて同様の修正をさせていただいておりますけれども、こちら、相田主査代理の方からのご指摘を踏まえた修正でございます。このスライド自体は、3つの基本的な役割をどのように受け継いでいくことが必要なのかというスライドでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、3ページ目でございます。こちら、表題コア網というふうに変えさせていただいております。検討の基本的視座、3つの視座について書き下したものでございます。説明は割愛いたします。

続きまして、4ページ目でございます。1-1コア網の移行、同じくコア網という形で、全部で6カ所になるかと思っておりますけれども、修正をさせていただいているところがございます。こちら、アクセス網の在り方、またモバイル網の在り方がどのような移行に影響を与えるかといった観点でお示ししているものでございます。

続きまして、5ページ目でございます。こちら、NTT東西の概括的展望に関する論点整理の（案）でございますけれども、コア網という表現以外に2点ほど修正をしております。まず1つ目、課題のところ、受動的な移行という言葉の説明として、やむを得ず移行するといったような表現がございましたけれども、こちら、主査のご示唆を踏まえまして、自ら進んでサービスを移行する必要性を感じておらず、受動的な選択として移行するという点で、上の積極的な移行に関する表現と平仄をそろえたものにさせていただいております。

続きまして、修正点の2つ目でございますけれども、概括的展望に対する考え方の2パラグラフ目でございますけれども、移行スケジュールの妥当性の判断するに当たって、

ハード面のみならず、ソフト面についても総合的に勘案することが求められるのではないかと表現につきまして、石井委員からのご指摘を踏まえまして、総合的に勘案した上で、各サービスにおいていつまでに何をすべきかについて可能な限り明確化が図られるようにすることが求められるのではないかとということで、表現を足させていただいているところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。こちら、コア網という表現以外に変わっているところといたしまして、協議の体制・合意内容等というところで修正をしておりますけれども、読み上げさせていただきますと、その際に、当該関係者の要望等も踏まえ、なるべく多くの関係者が参加しやすい環境を整えていくことが求められるのではないかとということでございまして、こちら、本日も議論になりましたが、前回、前々回における長田委員からのご指摘を踏まえた追加の修正でございます。

以上、総論でございまして、続いて利用者対応の部分でございます。8ページ目をおめくりいただければと思いますけれども、円滑な移行に向けた取組についてということで、主な修正点といたしましては、考え方の周知の必要性というところでございます。こちら、もともと十分な期間において利用者周知等の対策を適切に講じることが求められるのではないかと表現しておりましたところでございますけれども、この周知の中身につきまして、前々回の議論におきまして、移行のメリットを積極的に周知すべきなのか、また、移行が不可避であるという面に着目すべきなのかというところで複数のご議論をいただきましたので、それを踏まえた修正をさせていただきます。すなわち、その際、利用者等に対し、設備更改等により移行が不可避であるという側面のみならず、移行により新たなサービス展開やサービスの高度化が可能になる側面についても理解を求めていくことが必要ではないかとしております。

続きまして、「小口及び」ということで、小さなポツの2つ目に書かせていただいておりますのは、こちら、長田委員からの指摘を反映したものでございます。

続きまして、9ページ目をおめくりください。円滑な移行に向けた取組についてということで、移行の最終的な段階の取組ということで、こちら、もともと一定程度計画的な移行を行う必要があると、一步踏み込んだ対応を行う必要があるというくだりでございますけれども、その際、ダイレクトメール等ではなかなか不十分であるという長田委員からのご指摘ございましたので、メディアの積極的な活用等ということで、例示を1つ追加させていただきます。また、その他の取組について、地デジを特に出す

べきではないかという、こちらも長田委員からのご指摘を踏まえた修正をさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページ目でございますが、こちらは、サービスの分類の妥当性ですか、将来分類を見直す可能性についての論点整理（案）でございますが、こちらもコア網という言葉のみの修正でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、11ページ目でございますが、こちらも、まず、前段の移行後も維持されるサービスに係る課題についてという部分については、コア網という用語以外の修正はございませんが、2つ目の課題でございます局給電につきまして、こちらも長田委員からのご指摘がございました、言葉全体がなかなかわかりにくいという点を踏まえて、説明を追記させていただいている部分が課題の四角の中の修正でございます、あわせて、考え方案の中で、こちらも局給電による通話が可能かどうかという点に加えて、可能となるためにはどうすればよいかといった点についても、利用者が認知していない場合が多いことも踏まえ、周知やその利用のしやすさの在り方を含めて課題を整理していく必要があるのではないかとということで、文章を追加させていただいております。

続きまして、12ページ目でございますが、こちらも、コア網という言葉のほかに、考え方の案の中で1点修正をさせていただいております。こちらは、代替サービスが提供される場合の対応として、より多くの利用者に対して自主的な移行の選択を促すための環境が必要だというものでございますが、その代替サービスという言葉自体の定義がなかなか不明確ではないかという、こちら、相田主査代理からのご示唆もございましたが、こういった指摘を踏まえまして、利用条件等ということで1つ説明を加えさせていただいているところでございます。

以上、利用者対応ということでございまして、14ページ以下でございますが、事業者対応ということで、こちらは、こういった形での文章は初めてお示しすることになりますので、下線を引いている部分を中心にご説明、読み上げさせていただきたいと思っております。

まず、15ページ目をおめぐりください。3-1、PSTNにおける競争環境の維持について、(1)マイグレーションに対応したコロケーションルールの在り方でございます。接続事業者は、NTT東西と電気通信設備を接続する場合、NTT東西の収容局ビル等に自前設備をコロケーションすることが必要となるため、コロケーションに係るルールが定められているところでございます。コア網の移行に伴って、既存の設備を撤

去し、代わりにNGNを利用するための設備を設置することなどが増えることが想定されます。この点を踏まえ、円滑なマイグレーションを進める観点から、効率的なコロケーションを行うためのルールの見直しについてどのように考えるかとしているところでございます。

こうした課題についての考え方の案でございますが、以下、15ページ、16ページにかけまして、3つほど論点を整理させていただいているところでございます。まず、①でございますが、こちら、電気料算定の見直しについてでございます。こちら、接続事業者の支払い分は、現在、NTT東西との契約における申込電力等に基づき計算しており、申込電力は接続事業者が設置する装置の最大消費電力となっているところでございます。

こうした点についての関係者の意見の相違でございますが、まず、接続事業者からは、部分的な設備撤去に伴うコロケーションリソース返却に係る電力料算定の柔軟化が求められているところです。他方、NTT東西からは、安心・安全の観点から、個々の装置の最大電力量で契約を行い、減設したカードに誤って電流が流れないよう物理的な対応が必要との考え方が示されているところでございます。こうした点を踏まえまして、設置設備の効率的な利用を促進し、マイグレーションを円滑化するため、收容局設備の安心・安全に留意しつつ、コロケーション装置の電力料の扱いを柔軟化することが有効と考えられるがどうかとしております。

続きまして、16ページ目でございます。まず、2つ目でございますが、いわゆる6カ月前ルールの見直しについてでございます。1. ですが、予見可能性や転用に要する期間を考慮し、NTT東西に対して、現在、6カ月前に申し入れをすることとされており、撤去工事が完了したとしても、その期間、6カ月に対応したスペース使用料を支払うことが事業者間で締結された協定により定められているところでございます。

こうした点に関する関係者の意見でございますが、まず、接続事業者からでございますが、接続事業者側の移行へのインセンティブを促進させるルールを策定するべきとし、6カ月前ルールの見直しが求められているところでございます。他方、NTT東西からは、コロケーションリソースを有効に活用する観点から、転用に要する平均的な期間、約6.4カ月間を踏まえて設定しているということございまして、関係事業者間の意識合わせの場で事業者からの意見をもとに検討するとしているところでございます。

こうした点を踏まえまして、今後、マイグレーションが進展すると、設備撤去が全国

規模で進むと考えられることなどを踏まえると、マイグレーションの円滑化の観点から、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集するなど、6カ月前ルールの妥当性の検証を含め、設備撤去に係るルールの見直しを検討することについてどう考えるかとしております。

続きまして、3番目でございますが、こちらはコロケーションの空きがない場合の増設の義務化ですとか、もしくは申込み手続の簡素化等に関する論点でございます。1.でございますが、2行目、NTT東西は、コロケーション設備を設置するための空きスペースに関し、情報開示方法や申込手続等を接続約款に定めるよう義務づけられており、こうした空き情報につきまして、ランク別（A～D）という形で開示するなどの対応をとっているところでございます。

この点に関して接続事業者からの意見でございますが、NTT東西の利用部門との同等性を検証しつつ、コロケーションスペースに長時間空きがないDランクである場合のNTT東西管理部門へのスペース増設の義務づけ等、また、申込手続の簡素化、またはリードタイムの短縮化といったものが求められているところでございます。

こうした点を踏まえまして、まずは、当該課題に係る実態を踏まえた上で、マイグレーションの円滑化の観点から、現在の対応について見直しが必要となる事項があるか検討することについてどう考えるかとしております。

続きまして、17ページ目でございます。引き続き、PSTNにおける競争環境をどのように維持していくかという観点でございますが、2つ目の論点としまして、マイラインを取り上げているところでございます。課題でございますが、平成16年度以降、マイラインの契約数も減少し、マイラインの登録受付区分数も年々減少しているといった状況を踏まえまして、競争事業者からはNGNにおける電話サービス実現のためにマイライン相当サービスの必要性といったものについての意見が寄せられているところでございますが、こういった点についてどのように考えるかといった論点でございます。

考え方の案でございますが、意見につきまして、まず、接続事業者からは、マイライン相当サービス実現のための競争環境整備についての要望が示されたところでございます。他方、NTT東西からは、顧客ニーズや他事業者のサービス提供状況等をよく見た上で検討していく必要があるとの見解が示されております。

こうした見解を踏まえながら、マイライン事業者が提供しているユーザー料金は2005年以降ほとんど変化が見られないこと、また、光IP電話について距離に依存しな

い料金体系となっているなど、PSTNとは異なる競争環境であるとの指摘も勘案し、まず、ユーザーニーズやNGNにおける電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、マイグレーション移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当ではないかとしております。

続きまして、18ページ目をおめくりください。3-1、競争環境の維持についてということで、こちら、メタル回線のコストの検証についてということでございます。課題でございますが、コア網のPSTNからIP網への移行に伴い、メタル回線需要の光ファイバーへの移行も実質的に生じている中で、メタル接続料が実質的に上昇傾向にあるといったことに対し、接続事業者から懸念が多く寄せられているところでございます。このことは、接続事業者のIP網への移行を促進する効果があると考えられる一方、接続料の上昇の程度や関連市場における競争環境によっては、その事業展開を短期的に困難とし、PSTNサービスを利用している利用者等に多大な影響を与えることも考えられます。この点を踏まえ、円滑な移行を促進する観点から、PSTNにおける競争環境の維持についてどのように考えるかとの課題を示しております。

この点に関する考え方の案でございますけれども、まず、意見の対立につきまして、NTT東西からは、接続料は実際の設備に係るコストを負担する実績原価方式で算定することが基本であり、NTT東西として、引き続き、できる限りのコスト削減に努めていくとの考え方が示されているところでございます。他方、接続事業者からは、レガシー系サービスの接続料については、ユーザー利益を阻害しないよう抑制すべきであり、移行が完了するまでの間の暫定的な抑制措置を講じるべきといった意見が示されているところでございます。

こうした見解を踏まえつつ、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、3つほど論点を挙げているところでございますが、こちらにつきましては、27ページのほうに飛んでいただければと思います。

参考という形でお配りしておりますので、省略してご説明いたしますけれども、3つほどの論点があると考えております。1つ目の参考①未利用芯線のコストの扱いについては、加入電話の契約数が減少傾向であり、また他方、総延長は年々微増しております。こうした状況の中で、メタルの芯線使用率が減少し、東西の合計で40%を下回っており、未利用芯線分のコストも実際に発生しているものとして、接続料原価に引き続き計上しているという現状がございます。

続きまして、メタルの耐用年数でございますが、こちら、メタルについては、必ずしもそのマイグレーション時期については明示されておりませんが、PSTN交換機の保守限界であります2025年よりもおそらく長く使用されることも想定されているのではないかと。他方、メタルケーブルの耐用年数については、ドライカップ接続料の算定において、架空・地下メタルともに13年という形で法定耐用年数が定められ、用いられているところでございます。以下、会計研究会の報告を引いておりますけれども、その中でも、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則であるといった取りまとめですとか、また、使用実態を反映した耐用年数を適用することによって、接続料原価等の適正化が図られることが期待といった形で、この点については取りまとめられているところでございます。

続きまして、参考の③でございますけれども、こちらはメタルと光の配賦方法についての参考でございます。こういった設備保全でございますけれども、故障件数比や総芯線長比、ケーブル長比といったものに応じて実際には費用を按分しているところでございまして、メタル回線にコストが大きく配賦されている状況でございます。括弧で書いておりますけれども、電柱・管路等に係る施設保全費の約8割～9割がメタル回線に配賦されている現状でございます。この配賦基準につきましては、未利用芯線の撤去等のコスト削減インセンティブが高まらないとの懸念が接続事業者より示されているところでございます。

こうした状況も参照していただきながら、また戻っていただければと思いますけれども、18ページでございます。こうした未利用芯線コストの扱いですとか、また、耐用年数、また、メタル、光の配賦方法といったコストの検証やユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、検討を行っていく必要があるのではないかとしております。なお、その際、メタル回線のコストの上昇が接続事業者のIP移行を促すという指摘があることに留意しつつも、マイグレーション進展に伴い、未利用芯線分の性質が変化している点、また、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方といった点についても留意すべきではないかとしております。

続きまして、19ページ目、こちらは4年前ルール of 扱いについてでございます。課題のところでございますけれども、NTT東西のメタル回線を利用して、接続協定事業者がDSLサービスを提供している場合、いわゆる4年前ルールに則った対応をするこ

とが接続約款上求められているところでございます。接続事業者から、この点につきまして、アクセス回線における移行の在り方により接続事業者のビジネスモデルが左右されかねないといったことから、今後の見通しを早期に公表することが望ましいとの指摘がなされていることを踏まえ、このルールの在り方についてどう考えるかとしております。

考え方の案でございますが、現状、NTT東西は、4年前の通知の段階では、撤去に関する情報のみをDSL事業者提供すればよく、代替サービスの内容を速やかに伝えるまでの義務は必ずしもないところでございます。

こういったルールの運用につきまして、接続事業者から、移行計画及び代替サービスの提案が不明瞭なままでは事業運営が困難であるといった意見ですとか、また、下線部でございますが、どのようなサービスにいつ移行するかは、NTT東西の移行スケジュールに左右されるため、最低でも3年前には局舎単位でのスケジュールを明示すべきとの意見が示されているところでございます。他方、NTT東西からは、この点につきまして、4年前ルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションが決定した段階で速やかに接続事業者の説明するといった考えが示されているところでございます。

こうした点を踏まえまして、予見性、または透明性を向上させる観点から、代替サービスの提供可能時期、情報の提供のタイミングなど、いわゆる4年前ルールの在り方について、今後のマイグレーションの進展を見据えた所要の見直しを行うことについてどう考えるかというふうにしております。

以上、PSTNにおける競争環境の維持についての論点でございましたが、以降、20ページ以下は、NGNにおける競争環境の整備でございます。こちら、書いてございますけれども、詳細な検討につきましては、競争政策委員会において行われる予定でございますが、そちらも横にらみにしながら、マイグレーションの委員会において一定の論点整理の案を示しているところでございます。

まず、課題でございますが、今後、コア網の移行に伴い、PSTNの移行先の一つと想定されるNGNの位置づけや期待される役割が変化すると考えられる。こうした点との関係で、電話時代に整備された競争ルールをNTT東西のNGNに持ち込む必要はないとの意見がある一方で、コア網の円滑な移行を促進する観点から、PSTNにおいて実現していた競争環境と同様の環境がNGNにおいても整備されることが必要であるとの考え方があるが、この点についてどう考えるかとしております。

この点についての考え方案でございますけれども、2. でございます。PSTNとNGNは、ネットワーク構成や概念が異なるため、PSTN及びメタル回線における競争環境と全く同等である必要はないとの指摘もあるところですが、ブロードバンドの普及促進のため、NGN、または光ファイバー回線において、実質的な公正競争環境を確保することについてどう考えるかとしております。

以下、関係事業者の意見でございますが、まず、接続事業者からは、PSTNにおけるこれまでの競争政策は、料金低廉化など利用者の利便性向上に貢献してきており、NGNにおいても維持されるべきとの意見が寄せられている一方で、他の接続事業者からは、拙速な接続ルールの見直しを行うべきではないとの意見も寄せられているところがございます。他方、NTT東西からは、電話時代に整備された競争ルールをNTT東西のNGNに持ち込む必要性ないとの見解が示されているところがございます。こうした見解を踏まえてどのように考えるかといった点をご議論いただければと思います。

続きまして、21ページ目でございますが、こちら、まず、伝送機能についてということでございますが、現在、NGNにおいては、利用者は複数の通信事業者のネットワークから自由に選択可能との意見がある一方で、サービス提供開始から3年が経過したものの、必ずしも競争事業者に十分活用されておらず、十分に進展してないとの指摘もあるところがございます。こうした点を踏まえまして、円滑な移行を促進する観点から、こうした伝送機能のオープン化についてどのように考えるかといった課題を投げかけさせていただきます。

考え方案ですが、まず、中継局接続のオープン化についてでございます。現在、NTT東西のNGNとの中継局接続を利用する接続事業者は存在しないところがございますが、これは、中継局接続が料金面や接続点で現在のIGS接続と異なっているといった現状もあるところがございます。この点については、従量制であるところが定額制になっており、また、東西で96ビルの接続点があるところが、NGNにおいては東西計4カ所といった点で異なっているという前回お示ししたものを反映したところがございます。この点を踏まえまして、今後、接続事業者のIP網への自発的な移行を促し、NTT東西のNGNと直接的な相互接続性を確保する観点から、現在の中継局接続機能を一層オープン化する必要性が高まると考えられるがどうかとしております。

続きまして、オープン化に関する判断基準についてということでございますが、1.

にありますとおり、アンバンドルについての基準でございますが、①具体的な要望があること、②技術的に可能であること、③過度な経済的負担がないことに留意、といった3点に基づいて現在判断しているところでございます。こちらの点について、とりわけ具体的な要望があることについては、定義があいまいであり、現状のままでは接続事業者の要望が実現されず、NGNにおける競争が進まないとの指摘があり、その具体化が求められているところ、この点についてどう考えるかとしております。また、NGN、サービス開始から3年が経過し、NGNは発展期に移行しているとも考えられますが、新たな機能のアンバンドルが行われていないこと等も踏まえ、今後、必要となる機能の取り扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、NGNの段階的発展に対応した適切な整理を図ることについてどう考えるかとしております。

以上、伝送機能でございましたが、続きまして、22ページ目、こちらは通信プラットフォーム機能についてでございます。この点につきましては、課題のところでございますが、具体的な接続要望がないとの意見がある一方で、NGN本来の魅力である創意工夫による多様なサービスの提供を実現する基盤として期待が寄せられていたものの、現時点では十分に活用できる環境が整っていないとの指摘があるところでございます。こうした意見を踏まえて、通信プラットフォーム機能のオープン化についてどのように考えるかといった点で考え方を整理させていただきました。

関係事業者の意見でございますが、まず、接続事業者からは、NGNの通信プラットフォームレイヤを開放することで、多種多様なサービスが出現する環境を整備すべきとの意見が示されているところでございます。他方、NGN東西からは、具体的な接続要望がないけれども、具体的な要望があった場合には、協議の上できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった考え方が示されているところでございます。このとおり、通信プラットフォーム機能、とりわけSNIにおけるオープン化の進め方について事業者間で大きく見解が異なっているところでございますけれども、さまざまな事業者の創意工夫を生かした多様なサービス提供がなされることにより、ブロードバンド普及が促進されるとの観点から、このような状況についてどう考えるかとしております。

続きまして、23ページ目におめぐりください。こちらは23ページ、24ページにかけまして、ハブ機能についての論点整理の案でございます。まず、23ページ目でございますが、多くの事業者網間の間接接続や緊急通報システム、110番等の間の中継

を実現する、いわゆるハブ機能を担うことを通じ、ネットワークの効率的な構成を可能とする基盤を現在PSTNが担っていると考えられますが、マイグレーションに対応したハブ機能の在り方、その必要性や担い手等についてどう考えるかといった形で課題を投げかけさせていただいております。

この点についての考え方案でございます。まず、意見の対立でございますけれども、接続事業者からは、NTT東西がPSTNにおいて提供しているハブ機能の重要性、ネットワークの効率的利用を踏まえ、NTT東西のNGNにおいてもさまざまな事業者との間接接続を可能とする仕組みを確保すべきとの意見が寄せられております。他方、NTT東西からは、まずは、マイグレーションの円滑化のため、現在実現していないIP網同士の直接接続を実現するための課題解決が先決であり、ハブ機能については、今後、関係事業者間でよく話し合って検討を進めるとの考え方が示されているところでございます。

こうした見解を踏まえつつ、ネットワークの効率的な利用を通じ、各事業者のIP網へのマイグレーションを促進するために、IP網におけるハブ機能の必要性自体は肯定されると考えられるがどうかとしております。

また、さまざまな課題の解決についてでございますが、継続性・予見性の観点を重視しつつ、IP網におけるハブ機能の在り方を整理するとともに、具体的な実現方法、多数事業者接続における事業者間精算の仕組み等について、事業者間協議の場等も活用し、早急な検討が適切と考えられるがどうかとしております。

続きまして、ハブ機能のうち、緊急通報への接続についての論点整理の案でございます。課題でございますけれども、現在、電気通信事業者は、緊急通報受理機関との接続を義務づけられているところでございますけれども、緊急通報受理機関とNTT東西のPSTNを経由して接続している現状でございます。こちら、NTT東西のPSTNがハブ機能としての役割を果たしているところであり、また、指令台における固定電話からの緊急通報（音声通話）の受信回線については、各機関とも大部分はISDNを設置しているところでございます。一部アナログ専用線などもございますが、大部分はISDN回線を設置しているとのことでございます。このため、NTT東西のコア網やアクセス回線のマイグレーションは、緊急通報の扱いに影響を及ぼす可能性があるということでございまして、緊急通報の扱いに関し、IP網への円滑な移行の観点からどう考えるかという形で、課題を整理しております。

これに対する考え方の案でございますけれども、マイグレーションに対応した緊急通報の在り方、その必要性、担い手等について、継続性・予見可能性の観点からどう考えるかといった形で、課題を投げかけさせておりました、以下、接続事業者からの意見、東西からの意見といった形で整理させていただいているところでございます。

続きまして、25ページ目におめぐりください。こちらはマイグレーションを踏まえた番号ポータビリティの扱いについてでございます。現在、PSTNからIP網への移行に当たって、基本サービスの継続性、競争環境の整備等の観点から、IP網における番号ポータビリティについてどのような形で実現すべきか。また、少し別の論点になりますけれども、NTT東西のPSTNでは収容局単位による番号ポータビリティが行われてきたところ、PSTNからIP網への移行に伴い、同一番号区画内での移転の実現についてどう考えるかという形で課題を整理しているところでございます。

これに対する考え方の案でございますけれども、上から3つのポツが、いわゆる双方向を含めた番号ポータビリティについてございまして、最後のポツが、いわゆる収容局単位における番号ポータビリティの在り方についての考え方の案でございます。

まず、1.でございますけれども、関係者の考え方としまして、まず、NTT東西からは、できる限り早期に相互の番号ポータビリティを実現すべきとの意見がございます。他方、競争事業者からは、将来的にはそうしたポータビリティを実現すべきではあるけれども、公正競争の環境が整った段階から導入を検討すべきとの意見があるところでございます。

基本サービスの継続性の観点からは、これまでPSTNにおいて競争環境の整備の観点から、多くの加入者を有するNTT東西から他事業者への番号ポータビリティが義務づけられてきたことを踏まえ、NTT東西の0AB-JIP電話の加入者数のシェアが70%弱を占める状況に照らし、可能な限り早期に0AB-JIP電話においてNTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティの実現が求められるのではないかとしております。一方、利用者利便の観点からは、0AB-JIP電話市場における競争環境の進展を踏まえつつ、競争事業者間の相互の番号ポータビリティの実現が求められるのではないかとしております。

続きまして、収容局単位としている番号ポータビリティの現状の運用についてでございますけれども、こちらについては、可能な限り早期に番号ポータビリティの実現可能エリアを同一番号区画単位まで拡大していくことが求められるのではないかとしております。

ます。

以上、事業者対応でございますが、最後に、26ページ目でございます。本検討のフォローアップについてということでございまして、こちらは、例えば前々回の会合でも井手委員ですとか、もしくは北委員の方から、今後どうするのかといった点についてご指摘があったところございまして、その点について、考え方の案を示しているところでございます。

まず、課題でございますけれども、本検討のとりまとめを踏まえ、移行対策や関係者間の協議が本格化することが想定されるが、今後のフォローアップの必要性、フォローアップを行う場合の手法等についてどのように考えるかとしております。

この点に関する考え方の案でございますが、本委員会における検討は、現時点で得られる知見等に基づき、本年末の時点で一定の整理を行うものです。他方、実際の移行は、今後、関係事業者間の協議状況等を踏まえ、具現化が図られることとなるため、本審議会として、一定の期間をおいて、必要に応じフォローアップを行うことが求められるのではないかとした上で、具体的には、今後、適宜のタイミングにより実態等について聴取するなど、状況の変化を注視していくとともに、要すれば、将来新たに生じる課題等についても検討を行うことも有益なのではないかとしているところでございます。

以上、事務局からの説明でございます。

○東海主査　　ありがとうございました。基本的な文章というのは、これまで何回に分けて議論していただきましたもの、その資料をベースにしたものでございます。それを本日、論点整理という形でもって、まず第1番目に、総論、これは基本的にはネットワークの在り方の問題などについての考え方を整理していただいたところでございます。それから、利用者対応と事業者対応という形の整理の仕方をいたしております。本日は論点整理でございますので、こういう形がよいかどうかという全体構成についても、どうぞご意見を頂戴できればと思っております。

また、今、ご説明の中で、分かりにくい表現がないかどうかといったことについてもチェックをいただきたいと思っておりますし、さらには、これだけで足りるのか、もう少しこの点についてもしっかりと整理をすべきではないかといったような観点も必要かと思っております。そんなところ、全体を通じて、特に順番で進めていくということはいたしませんので、ご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願います。

○相田主査代理 11ページの例、局給電のところですけども、説明をつけ加えていただいたのはいいのですが、NTT局内の交換機からの電力供給というのは少し狭過ぎるかなと思いますので、加入者線を通じた通話に必要な電力供給くらいにしておいていただかないと、例えばRTとか入っているところはどうか、NTT以外は局給電がないのかとかいうことになりますので、私もこの場でどういう表現が一番いいのかというのはすぐには思いつかないのですけれども、もう少し一般的な言い方にさせていただいた方がいいと思います。

○東海主査 これは相田先生が一番お詳しいですから、事務局とご相談ください。

○相田主査代理 はい。では、少し相談させていただきます。

それから、もう1点よろしいでしょうか。16ページのこのコロケーションルールの辺り、私は前回急に用ができて欠席させていただいたので、前回の議論というのはよく把握していないのですけれども、今のこの6カ月ルールというのが、転用に要する期間何とかで決まっているからということではあるのですけれども、今回の話は、非常に極端な言い方をすると、NTTの方の都合で事業者がそれに対応して機械を入れかえなければならないということでもあります。それから、それに伴って、その入れ替える機械が以前より小型化されて、結局スペースは空くかもしれないのですよね。ですから、従来、事業者の方から申込みがあった場合にこの転用に要する期間ということでやっていたのですけれども、今回このマイグレーションに伴う機器の入替えというのを、それと並行で考えるということ自体、必ずしも適正ではないのではないかと思います。実態に関するデータを収集するなどして、必ずしもこれだけではないということで、この6カ月前ルールの妥当性の検証を含めてのことで読めるのかもしれないのですけれども、そもそもこの転用に要する期間で考えるということ、今回のような本格的なネットワークの移行に伴う機器の入替えのときにも当てはめていいのかということ自体、よく検討する必要があるのではないかと思います。

○東海主査 その点は私も同感でございますが、あくまでもこの転用に要する平均的な期間6.4カ月という、その事例、ケースのその実態というのは、過去のその状況の中で、PSTN間の中で行われたものが主体になっているのではないのでしょうか。そうすると、今回のようなPSTNからIP網へ、IPへという形のその実態というのは、まだその具体的なケースが非常に少ないという形で、今後、新たにそれを考えるべきではないかという気が私もしていますけれども、事務局の方、何かお話しございましょうか。

○安東課長補佐　この6カ月前ルールは、平成19年頃に算出された転用に要する平均的な期間を前提に計算されております。この考え方による計算の仕方につきましては、本日、お配りをさせていただきました資料のうち、委員限りの資料に含めさせておりますので、詳細については割愛させていただきます。平成19年当時に一定の考え方に基づいて算出しておりますところ、この時期は、既に光IP用設備についてもコロケーションをしている時期ではございます。ただ、先生がご指摘のこれから大規模に進んでいくということが、その考え方にどう織り込まれているかというところは、少し検証していく部分があるかと思っております。当時も光の設備はあり、それへのコロケーションという概念もあったことは事実でございますけれども、規模や側面が変わってきているというご指摘には留意したいと思います。

○東海主査　おそらく、結果的には書きぶりの問題になろうかと思えます。結局、撤去ルールの見直しということを経験した事例からの延長線の中で考えるというよりも、むしろ新しい形をしっかりと議論すべきではないかということ、今、相田先生がおっしゃったと理解しておりますが、よろしゅうございますか。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○相田主査代理　その21ページのところで、これは競争政策委員会の方がメインであろうと思うのですが、アンバンドル化、従来のPSTNはもうPSTNの交換機がこういうものというのがかなりはっきり分かっているところで、そこに対して、技術的に可能であるという判断であった訳ですが、これ、まだNGN自体が発展途中、やや停滞しているかもしれないというのはありますけれども、例えば大学の中のネットワークみたいなものを考えますと、大体もう何年かに一遍、IP機器などは5年に一遍ぐらい入れ替えていく訳ですが、その入替えのタイミングで、今度の機器はこういう機能を持ったものにしようよということで、最初は単なる同軸ケーブルのイーサネットだったのが、光ファイバーになり、無線LANも入れてとか、VLANがその上にのるようにならざるを得ないという、そのネットワーク自体がアップグレードしている間に新しい機能をどんどん入れ替えていくというようなことでした。今のNGNのアンバンドルの議論でも、昔と同じくそういう機能を入れようとする、これだけお金がかかりますというような議論なのですけれども、当然もう徐々にNGNは変えていく、そういう中で、次のアップグレードのタイミングでこういう機能を入れようという、そういうアプローチもあるのではないかなというような気がいたしますので、少しそういうよう

な観点を、この具体的な要望があること、技術的に可能であること、過度な経済的負担がないことという辺りに考慮していただければと思います。ですから、もしかすると、これは競争政策委員会の方へのお願いということになるかもしれません。

○東海主査　そうですね。基本的には、競争政策委員会でしっかりとご議論いただきたいということだと思っています。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○井手委員　少し理解ができないところがあって、質問させていただきます。

先ほど相田委員が指摘した16ページのところですけれども、私の理解だと、例えばビルのテナントで撤退するといったときに、直前に言われても困るので、撤退するのであれば、テナントでも、何カ月前に言って、撤去した後もずっと利用料を払う訳ですよ。そのことについては、私は問題ないと思うのですけれども、これはPSTNの設備を撤去して、すぐIP網の設備を入れたにもかかわらず、その違約金とIP網の設備を置くその利用料も二重に払わなければならないという、そこが問題だということでしょうか。その辺について教えていただきたいと思います。

○東海主査　事務局、いかがでしょうか。

○安東課長補佐　前回の第4回の資料の中で、この6カ月ルールに関してケースを3つに分けてご説明をいたしました。通常のケース1としては、その後何もしないという意味で、ある時期に他事業者都合でコロケーション設備を撤去するという場合に、撤去に要する期間とは別に、転用に要する期間たる6カ月分の費用の支払いを要するというところであります。

そのほかにケース2、3と掲げさせていただいたのは、仮にその他事業者がメタル用設備を撤去し、同時に光用のコロケーション設備も別の場所内に設置したいというケースがあった場合に、その転用に要する費用を払いながら、光用コロケーション設備に関する費用も払うというような、そのシーンがあるのではないかということをもって、今後マイグレーションが進展するときに、このようなケースが増えていくことがあるとすれば、この転用に要する期間6カ月というところについてどのような見直しが必要になるであろうかということをもとめさせていただいたものであります。

○東海主査　それと同時に、方向としては二重取りのような形にできるだけならないような調整をしなければならないという意図はそこに含まれていましたでしょうか。

○安東課長補佐　さようございます。その観点から、メタルの撤去分の6カ月というところの支払いに加え、光用コロケーション設備の費用も支払うことになるというこ

ろで一つ吹き出しを入れさせていただき、移行インセンティブに与える影響があるかな
いかという問題提起をさせていただいたのが前回の資料でございます。

○井手委員 分かりました。二重取りというのがいけないというのであれば、私は、そ
れは是正すべきだと思いますけれども、6カ月なり、3カ月なりという前に言って、で、
実際には1カ月で撤退したけれども、テナント料って、多分空くことによって収益減る
訳ですから、その何カ月分か払うというのは、これは普通の商慣行だろうと私は思っ
たので、二重取りがいけないというのであれば、それは直さないといけない点と思
います。

○東海主査 今回の私の二重取りという言葉が適切かどうか、今の資料がないのでうまく
説明できないですが、もう少しわかりやすく言っていただけませんか。

○安東課長補佐 二重取りという言葉自体は、前回の資料では使っておりませんが、あ
る事業者がメタルのコロケーション設備を撤去した後に、同じビルの中で光のコロケー
ション設備を設置するという場合に、コロケーション費用の支払いが両方の設備に生じ
てしまうということがあるとすると、移行へのインセンティブにどのような影響を与
るかという問題提起でございます。今回、委員限りの資料として配らせていただいたも
のに、石井委員から問題提起をいただいた、6カ月という転用の期間と実際に各社が撤
去工事にかかる期間にどれだけ差があるかということで、質問を事業者の方にさせてい
ただいているものがございます。委員限りの資料ですので、詳細をここで説明するこ
とは割愛させていただきますが、実際の6カ月よりも短い期間ということで、1ページ目
に各社の回答が出ております。この差分については違約金ということで費用支払いが発
生しているということでございますが、これをマイグレーションの文脈において、別の
光用設備を置き替えていく場合にどう捉えていくかという資料を第4回にご提示させ
ていただいたところでございます。

○東海主査 いかがでしょうか。

○井手委員 今回の点は細かい点なのでそれで結構です。

あと、18ページとか、3の問題なのですが、これ、私も不勉強で分からないので
すけども、PSTNにおける競争環境の維持という点を、ここの全体に議論している訳
ですけれども、PSTNでサービスしたものを継続性を持たせるという意味で、論点と
して挙げられるのは当然だと思うのですが、例えば18ページの課題のところの2.に、
「この点を踏まえ、円滑な移行する促進する観点から、PSTNにおける競争環境の維

持についてどのように考えるか」という表現がありますが、私はこれが何なのかよく分かりません。PSTNの競争環境維持をしたら、何で円滑な移行の促進につながるのかという、その因果関係というか、なぜこういう競争環境を維持すれば、NGNにスムーズにいけるのかという、その点がよく分かりません。それよりもむしろ、競争政策委員会で議論するNGNにおいても、公正競争な環境を確保する、どうやればいいのかというのを議論するというのであればよく分かるのですが、この点というのは、むしろ、このタイトル自体が電話網の円滑な移行にということですから、PSTNの競争環境を維持というのがあまりにも強調され過ぎているような気がするのです、その点、もう少しNGNの競争環境を維持することによって、NGNにスムーズに移行できるという点をもっと説得的に書かれた方が私はいいのではないかと思います。その点、個人的な意見なので、皆様方の意見もお聞きしたいと思います。以上です。

○東海主査　この18ページの課題の2つ目の部分の、もう少しわかりやすい表現を、事務局は何かお持ちでしょうか。

○安東課長補佐　5ページ目に整理をさせていただきましたコア網の移行に関して、この利用者像を想定して円滑な移行という点で、ここは利用者像とさせていただいておりますが、A)として積極的な移行、またB)として受動的な移行という点がございまして、これは事業者像でも実際当てはまる像でございまして、こちらがPSTNの競争環境を維持しながら、その事業者においてマイグレーションの進展に伴って自発的にNGNベースのサービスに移行することが可能となるようにすることが円滑な移行、ブロードバンド普及に繋がるのではないかとという観点で、18ページについて、PSTNにおける競争環境の維持ということを書かせていただいております。

先生の前々回のご指摘のとおり、需要が抜けていく、NGNなり、IP網へ抜けていく中で、例えばPSTNの接続料が上がっていくということは一定程度そのとおりでございまして、ただ、これを上がっていくままにすることで、自発的な、積極的な移行がどういう影響を受けるかというところが、また接続事業者の方から指摘が出ているということもございまして、その点を考慮しながら書かせていただいているというところもございまして、ここは、18ページの2.の「この点を踏まえ、円滑な移行を促進する観点から」という、その一文のみでPSTNにおける競争環境の維持というところに繋がるのかというご指摘かと理解をしますので、この点、今のような観点も踏まえながら留意させていただきたいと思います。

- 東海主査 積極的な移行と受動的な移行の意識というのは、非常に私は大事なことだろうと思っております。ただ、その問題は非常に大きな問題であって、ここで取り上げたのは、どちらかというところ、コスト問題ですね。そのときに今、井手先生のご指摘というのは、こういう文章がどこまでどういう繋がりを意味しているのかということをご指摘されたのだと思うので、ここの場所にこういうのがあるのがあるのか、ここの場所ではコスト論だけに集中するのがいいのか、そのあたり難しい書きぶりではございますね。
- 井手委員 そうですね。もう1点よろしいですか。これ、東海先生が専門ですが、接続料、メタル回線のコスト検証という接続料の問題が書かれているのですけれども、電力とかはそうだけれども、これは内外無差別で、自分も競争事業者も同じコスト負担するという、そういう意味では、接続料がメタル回線のコストが上がっていくと、NTTも同じようにコストを負担していくというので、競争環境としては何が問題なのかなという、それがよく分かりません。競争事業者もNTT東西も、形式上は同じようにコストを負担するのではないのでしょうか。その点、教えていただきたいと思っております。
- 安東課長補佐 おっしゃるとおり、その接続料自体は応分の負担ということで接続機能を利用する者同士で負担するもので、NTTの利用部門も振替網使用料という形で負担をしております。ここで接続事業者の主張としては、この①などの項目を踏まえて、負担すべきコストが十分適正なのかどうかというところを指摘していると理解しております。適正なコストであればそれを負担するという、その行為自体に何か問題を提起している訳ではないということと理解をしております。
- 東海主査 今、結論めいたことがある訳ではなくて、本日は論点整理でいろいろと問題提起をされておられる部分だろうと思っております。我々の議論というのは、委員会は、電話網というものがPSTNからIP網へ移行していく、その過程というのは何年かのこの間がございますものから、そのときにPSTNがどんどん減少していくし、逆にIP網へ移行して移っていくという、その過渡期の段階の中で、これまでの接続料算定ルールそのものを、そのままPSTNはPSTN、新しいIP網は今現在あるものを延長して違った形でやっていますということで、その調整、調和というのをどういう風に、どの時期でやっていくべきかということ議論しなければならないということの問題提起しているのだと、私は思っております。では、どういう形がいいかということに対しての結論は、ここではほとんどまだ触れられてないと思うのですが、明らかにPSTNは、そのままいけばもうどんどん高くなります。ですから、そのあたりのことについて

て、実はおそらくLRIC研究会でも、その議論の対象としつつあるところだろうと思っております。

○相田主査代理 PSTNはLRICですけれども、ドライカップはヒストリカルなので、少しここで分かりにくいのは、そういうNTTの普通の固定電話サービスの話と、NTT東西が撤去するADSLの話と、競争事業者が提供するドライカップ電話の話と、競争事業者がおそらくはラインシェアリングでやっているADSLの話と、それぞれに与える影響が違うので、それをもう少し区別して、こういう事業をしている人に対して非常に影響が大きいとか、何かそういうのを書き込まないと、確かにこれだけだと分かりにくいと思います。

○東海主査 まさに、そのとおりです。だから、本日はそういうことをおっしゃっていただくことが重要なのですよ。ですから、次回の骨子案の段階では、そのあたりの整理をした方向性が少し見えてくるということ、大変いい両委員のご指摘だろうと思います。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○北委員 ということであれば、少し気の早い意見なのかもしれませんが、本日出てきているのは論点整理で、課題に対する考え方案というのが出ています。当然それぞれの課題について、議論の熟度が全然違うので相当濃淡があります。何々すべきであるとか、何々を見直すべきではないかと書かれているものから、どのように考えるか、つまり、課題をもう一回繰り返しているだけのものもあります。ただ、もちろんそれは各事業者さんの意見を踏まえた上で、結局まだ現時点ではどうすべきではないとか、それについて見直すことを検討すべきでないか、自体もまだ分からないようなものも当然含まれています。これらを表にさせていただくと非常にわかりやすく、要するに、例えばハブ機能については必要であるというような言い方をしていたり、ナンバーポータビリティについても、ある程度これはやるべきではないかと言っていたりする一方、こういうことをまだ検討すべきではないか、どう考えるか、と言っているものを少し色分けできると、残りの期間に、主にまだ方向性さえ決まってないものをより重点的に検討できるのではないかという勝手な意見でございますけど、いかがでしょうか。

○東海主査 いや、勝手ではなくて、実はそこが一番大事なところでございまして、むしろ、北委員には、この部分はこういう方向性が望ましいというような、そういうご意見を頂戴できればありがたいし、場合によっては、最終の答申の段階になっても、これは非常に少し議論を先にもっと深めていかなければ結論が出ないというような内容のも

のも出てくるのではないかと考えております。なぜかという、先ほどから申し上げているように、移行期間というのが非常に長い訳ですから、その長い間のどの時点を切つて議論を進めていく答申案なのかということになると、そのあたりのところで混在してくるという理解をしていただいた方がいいのではないのでしょうか。少なくとも本日の段階では、あえて「ないか」とか、「すべきであるか」と付けているのは事実でございます。という風に、よろしゅうございますか、事務局。

○安東課長補佐 前回までの議論において、「この点は必要」という議論があった箇所に関しましては、できる限り反映をさせていただいているところでございます。

○東海主査 おそらく骨子案では、かなりの部分が一つの方向性を色づけたものになってくると思いますが、しかしすべて同じ論調ではないと、私はそのように思っています。ただ、総論のところでは基本姿勢というのはかなり言っているのですよね。ですから、その大きな軸という部分においては、こういう流れですということは、総論のところ辺りはかなり断定的なものも出てくる可能性もない訳ではない。だから、細かい話になってくると、今度は、それはいろいろなこれからの調査に待たなければいけない、議論を待たなければならないとかというものも出てくるように思っておりますけれども、できれば、先生方にはぜひそういう細かいご指摘もご発言いただければありがたいと思っております。

あと、いかがでございましょう。

○相田主査代理 25ページの番号ポータビリティの話ですが、考え方の最後のところだけ、これはロケーションポータビリティの話ですよ。ですから、そこで同じ番号ポータビリティという言葉を使っていると、少し分かりにくいかなという話と、それから、PSTNからIP電話への移行を促進していくという観点からというのと、この後ろの部分で、これだと何で繋がるのか、分かる人は分かるのだと思うのですけれども。だから、IP電話においては、同一番号区画範囲内でのロケーションポータビリティ、場所変わっても同じ番号でやれるというのを実現したら良いのではないかと、何かそういう言い方がいいと思います。番号ポータビリティの実現可能エリアをというのが言葉として少し分かりにくいかなと思います。

○東海主査 そうですね。

○相田主査代理 それと、利用者利便の向上とPSTNからIP電話への移行を促進していくという観点からというので、この観点でもいいのですけれども、実際には、やは

り事業者さんによって持っている局番数自体が全然違いますので、これは公正競争の観点もあるのかなという気はしております。結局ある事業者さんは自分の番号振ろうとしたら、かなり広い範囲をどうせ同じ局番しか持ってないのに対して、NTTさんはそこにたくさん局を持って、たくさん局番を持っているので、よく言えば、より地域がよく識別できるわけですけど、東京なんかはその典型ですけれども、他事業者さん、持っている局番が少ないので、世田谷と墨田とで局番を分けようと思っても分けられないというような側面がありますので、公正競争の観点もおそらくあるのではないかという気がいたします。

○東海主査 大変参考になるご意見です。どうぞ、事務局。

○東川課長補佐 番号ポータビリティの言葉の使い方としまして、ロケーションポータビリティという言葉の方が分かりやすいのではないかという点につきましては、この部分が移転可能なエリアを広げるという部分でございますので、一つこの表現の部分については、いただいたご意見で検討させていただきたいと思っております。

また、NTT東西の使用局数と他事業者の使用番号数に違いがあるのではないかとといったようなところも、事実、そのような違いがございますので、その部分につきましても、次回骨子案の段階までに表現ぶりについて検討していきたいと思っております。

○東海主査 よろしく、どうぞお願いします。他にいかがでしょうか。

○長田委員 今回の整理の中に特に書かれているものではないのですが、公衆電話が円滑に移行できるのかどうかについて、なかなかいろんな課題があるというような話も耳には聞こえてきておまして、それをきちんとこういうスケジュールで移行できるというようなことも一つ大きな観点かなと思います。

○東海主査 大事な話なのですが、これは公衆電話の話を取り込んでいるのですか。

○大内課長補佐 公衆電話について、明示的に論点整理の段階で示しているものではございませんけれども、公衆電話の今後の扱いについては、NTT東西は、今後、基本的なサービスとして、マイグレーション後においても継続していくということです。ただ、IP網において一部現時点では実現できてないという技術ですとか、サービスの形態もあるということです。今後、既存の端末を更改するといったことも含めて、提供の在り方については、検討して、継続的に提供できるような環境を整えていくといった形での考え方は、我々としても承知しているというところがございますので、このマイグレーションの議論との関わりにおいて、どのような形でこれを取り上げることが適切な

のかといった点については、もう少し議論が必要なかもしれませんが、少なくともサービスとしては、今後も提供を継続していくサービスとして位置づけられているという点については、一定程度明確化が図られているのではないかと考えております。

○東海主査　ただ、報告書、我々の答申の項目として議論をするとすると、これには少し厄介な話がいろいろあるように思います。

○長田委員　すみません。利用者からしてみると、今まであったものを一応継続するという点になっているので、きちんと継続できますということは非常に大切な情報ではないかと思いましたがものですから。

○東海主査　ユニバーサルサービスとの関係もございましょうからね。その点はどこか別にしっかりと議論していただくということではないかと思っておりますけれども。

○井手委員　次回以降で骨子案と報告書ということなのですが、本日いただいた論点整理で、もしこのままずっと読むと、NGNに早く移ることが二重投資の回避であったり、高度なサービスを提供するという上で重要だということはよく分かるのですが、ヒアリング等でソフトバンクさんがもっと前倒してやるべきだと主張し、NTTさんは設備の交換等を考えて25年だという風ないろいろな議論があったのですが、ここで、その方向性としていつぐらいを期限とするのかという、そのメッセージというのがよく伝わってこないのですが、NTTの言われる計画どおりで進めましょうという理解なのかでしょうか。NGNにもっと早期に移行するようにこういう仕組みを考えましょうというメッセージなど、どのように考えたらいいのか、少し明確にする方がいいのか、あいまいのままがいいのか、その辺も含めて教えてください。

○東海主査　とりあえず事務局。

○大内課長補佐　現時点で論点整理案の中で、2020年、2025年というスケジュールについてどうこうするという形での提言は、実際のところなされておられませんけれども、ただ、これまでのところ、ご議論いただいておおむね同意をいただけたのではないかと考えているところといたしましては、積極的な移行と、要するに、強制的なスケジュールに基づいて移行をしていただくという形の移行というものをなるべく減らしていく中で、なるべく自発的に積極的な移行をしていただくという方を少しでも前倒して移行につなげていくといった形で、全体のスケジュールの円滑化を図っていくということの重要性については、おおむねご議論いただいてご同意をいただけたのではないかと考えております。そのようなことと、強制的な形での移行というものを念頭に置

いた、いわゆる移行期限の議論というものは、一定程度分けた上で議論していただく必要があるのではないかと考えておりますので、それを超えて、もし何らかの議論がこの場でなされるのであれば、またそれに応じて論点整理の方も反映させていただきませうけれども、少なくとも現時点で皆さんにご同意、積極的な移行という形での実質的な円滑化ということの重要性についての十分なご議論いただけたのではないかと考えているところでございます。

○東海主査　本日は前回までの資料がついてないものですから、少し議論がしにくいところがあるのですけれども、たしか、何回か前、自由討議の辺りで、その議論が少し出ておまして、今の井手先生がご指摘になったような積極的派論と、それから、少し要
注意論というようなことについての議論が出ていることを少し整理していました。ですから、そのあたりを少し総論のあたりでね、どちらがいいという結論を、私たち、今、これまでの議論の中でしているわけではなくて、ある考え方の中では比較的円滑化というのでしょうか、前向きに取り組んでいくべきだと言いながらも、ある部分については、要注意の箇所がある、大きな石につまづかない方がいいのではないですかと、しっかりそこの辺りは整備してからいきましょうというようなことを言っている訳です。ですから、一言でこの全体を早める、遅めるという方向性はない、基本的には私たちの役割ではなく結論できない点だと思っておりますし、どなたもやらないのではないかと思いますので、ですから、そのあたり何か雰囲気的なものを総論の中にどこかに取り込んでいただくということはやはり必要ではないのでしょうか。どうでしょう。

○北委員　個人的な考え方としては、現在は積極的移行フェーズに我々はあるのではないかと思います。それによってできるだけ一人でも積極的に、要するにNGNに移ることによる魅力でドライブして移っていく人を一人でも、一世帯でも多くする。その結果、ある時点において、それでも別に自分には関係ないというお客さんもたくさんいらっしゃいますから、その残存しているパーセント見合いで、そろそろ受動的移行フェーズに移らないと2025年さえ覚束ないということになるかもしれないし、あるいは積極的移行フェーズが思うよりうまく行って、もしかしたら2025年よりも前に巻き取れるかもしれないということもあるかと思います。しかし、当然最後は受動的移行フェーズに入らないと無理だとは思っているので、業界全体としての体制のフェーズ転換のような戦略を、つまりどのようなタイミングで、こういった指標を参考にしながら、どのぐらいの余裕をもって戦略を転換するのか、といったような考え方を、この中で、考え方そのも

のは打ち出せないとしても、そういう考え方をする必要はあるというようなことを打ち出すべきではないかと思います。

○東海主査 事務局の方で何かご意見ございましょうか。

○大内課長補佐 そういう意味では、まだ、まさに北委員がおっしゃいましたとおり、現状、2020年、25年に向けての自発的移行期であるといった形での案ではございますけれども、事務局のほうでもそういった資料の案は一度お示しをして、移行に向けたカーブというものを、最終段階で急激なカーブにしないように、なるべく前倒しで積極的な移行を増やしていくことが重要ではないかといった形でも、一度グラフとしてお示しをしたことがございますので、本日は付けておらず大変恐縮でございましたけれども、いただいたご意見を踏まえて、そういった点を最終的な骨子の中で盛り込めるように、少し文章を工夫させていただきたいと思います。

○東海主査 そうですね。それと、たしか最初の頃でしたけれども、やはりこの委員会がどういう方向性をもって議論すべきであるかということについていろいろな総論的な話をもっと出ていました。おそらくその辺りは、この報告書的なものになってくると、「はじめに」とか、「序論」とか、何かそういうところのいろいろと経緯をお書きになるのでしょうか。そうすると、当然ことながら、いわゆる光の道の構想というものにも触れられるでしょうし。それから、その他のいろいろな動向ということについての理解ということについても触れられるでしょうし、その辺りのことがこの委員会へのある意味役割論を示唆しているというふうな書きぶりができればいいかなと思っておりますけれども、それが骨子案でいけるのか、報告書案でいけるのか、分かりませんが、その辺り、いろいろとまたご意見が出てくるかと思えます。

○相田主査代理 それと逆とまでは言えないですけど、携帯の2Gから3Gへの移行とかいうのを待っていると最後は端末を無償でくれるとか、そういうイメージがあると思います。ですから、本当の最後の最後はそうするにしても、やはりできるだけ早い時点で移行するとしたら、こういうメニューですよというのをそろえて、それ以上待ってもあんまりいいことないですよという雰囲気を醸し出さないといけないと思います。だから、先ほどもセキュリティの回線で機器更改10年というような数字が出ていましたけれども、だから、2025年に終わらせるとしたら、10年前2015年くらいまでには、その移行のメニューというものを見せて、もちろんそれが幾らになるのかとかいうようなのは時とともに変わるかもしれませんが、これ以上待っても新しいメニュ

一は出てこないという、少なくとも雰囲気は2015年くらいまでにつくらないと、待っていてもっといいもの出てくるのではないかとみんな思っているようでは、やはり積極的に進まないと思います。

だから、必要なそういう新規開発とか、ISDNの後、どう移行したらいいかというような、基本的なメニューはできるだけ早く、先ほど2015年と申しましたけれども、そこら辺までにやって、繰り返しになりますけど、それ以上待ってもよりいいものは出てこないという雰囲気になれば、その次の機器更改などのタイミングでみんな変えてくれるのではないかと思うのですけれども。待っていたら、NTTが無償で持ってきてくれるのではないかとみんな思っている限りは、なかなか積極的移行って進まないのではないかという気がいたします。

○長田委員　そもそも対象とすべきは、積極的移行する人たちではなく、あくまでも絶対に受動的移行の人たちだと思います。そのいろんなことを、その人たちに集中して実は考えていくことが、円滑に移行するためには大切ではないかと思います。それで、今、相田先生もおっしゃったように、まず、なぜ移行しなければいけないのかということをごきちんと理解していただく。それは発展性・柔軟性がありますというのも一つのもろん説明材料ですけれども、やはり非常に無駄があります。ですから、早くその無駄は解決していきましょうということの説明を、早い段階からすることが必要ではないかと思っております。

それから、やはり利用者のところでも説明していただいていますけれども、いつまでに何をすればいいのかということであるとか、そうしたらどうなるのかということがきちんと具体的なメニューとして提示されているということも大切だと思います。やはりこの中にも出てきていますけれども、アクセス網がどうなるのかということも、同時に明確にして提案していかないと、話がなかなか、自分のことという風にはみんなが思わないので、ずるずるといくということに多分なるのであろうなと思いますので、そういうことをきちんと書いておいていただきたいし、先ほどの集合ビルとかの難しい課題をきちんと把握していて、だから、その契約者の情報とかいろいろお持ちだと思いますので、具体的に何をやっていつ頃とか2025年までにはきちんとできますというようなことがきちんと明示されているということは大切だろうと思います。

○東海主査　今のお2人のご意見に少し温度差はありますが、方向性として、この委員会で本日のNTT両社からのケーススタディが出てきたことというのは、非常に

よかったと私は思っております、そういう意味では、サービスの内容によって随分取り扱い、考え方というのは違うということも理解できました。ですから、そのようなケースの具体例を少し取り上げながら、書き上げていくというような姿勢というのは、これは大変分かりやすいのではないのでしょうか。ただし、我々がすべてのそのサービスについての方向性を一つ一つ取り上げるというのはおそらく困難なことだと思いますけど、2人のご指摘は、おそらくその方の全体的な在り様というのがきちんと書けるのではないのでしょうかというご指摘と理解してよろしいのですよね。ですから、私もそのように思いますので、少しその書きぶり論になってきましたので、次回、その次の回あたりを含めながら、ご提示いただいたものを少しそういう意識でもって議論させていただきたいと思っております。

他にいかがでございましょうか。

最後に、2枚目の26ですか、検討のフォローアップということをつけていただいた訳でございますけれども、これは非常に大事なことだろうと思っております。先ほど来、しつこく申し上げておりますように、私たちのその方向の整理ということが答申として、形になって出ていく訳でございますけれども、その後の手順というのは、非常に徐々に進んでいくものもあれば、急速にいろいろ展開していくものもある、混在して何年かの間動いていく訳でございますので、その辺りのことについて、しっかりとフォローアップの姿勢というのは、NTTさんご自身にしっかりとお持ちいただくことも大事ですし、また、行政にもしっかりとお目付役をやっていただかなければならないと思っておりますけれども、ここに書かれているように、本審議会としてというような、姿勢というものも加えていただくということは、大変全体的によい流れではないかと思っております。

ただ、どうでしょうか。最後にくっついていると、どうも事業者対応の中の最後に見えてしまうので、総論の最後とかというような手もあるかという思いもしますが、そのまとめ方の工夫は形式的なことですけど、考えてみていただければと思っております。

ちょうど予定された時間少し過ぎておりますけれども、他に何かご発言ございますでしょうか。論点整理といたしましては、本日は大変的確な委員からのご指摘をいただきました。このことを踏まえまして、ぜひ、約1カ月後になりますので、大変ご苦勞でございますけれども、事務局のほうで報告書の作成に向けた骨子案の作成、ご尽力、ご努力いただきたいと思いますと思っております。

次回の日程等についてお話しさせていただいて、終了させていただきたいと思っております。

○大内課長補佐　次回でございますが、10月19日水曜日、10時から、場所はこちら8階の第1特別会議室になります。

○東海主査　ありがとうございました。それでは、第5回会合を終了とさせていただきますと思います。熱心なご議論ありがとうございました。

《以上》